

利用規約

本約款は、THE JEWELRY におけるシンフォニックスリール株式会社（以下「当社」といいます。）の「手荷物預かりサービス」（以下「手荷物預かり」といいます。）に関するルールを定めるものです。お客様が本約款に同意されない場合、手荷物預かりをご利用いただけませんのでご了承ください。

1. 預入できないもの

- (ア) 貴重品（現金・パスポート・キャッシュカード・プリペイドカード・クレジットカード・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・美術品・個人情報や機密情報が記載された文書・その他お客様ご自身が貴重だと判断される物等を指しますが、これらに限りません）
- (イ) 冷蔵・冷凍食品・食料品
- (ウ) 動物
- (エ) 遺体・遺骨
- (オ) 揮発性もしくは毒性のあるものまたは爆発物等の危険物
- (カ) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
- (キ) 法令若しくは公序良俗に違反する荷物
- (ク) 荷物の設置について特別の負担を求められる荷物
- (ケ) 当社の保管スペースにサイズが合わない荷物その他の保管スペースに置くことが適さない荷物
- (コ) 盗品等の不法物品、銃砲刀剣類および犯罪に使用されるもの若しくはそのおそれのあるもの、または法令等により所持携帯禁止のもの
- (サ) その他、当社の係員が保管に適さないと判断したもの

2. 預入品の点検

預入に際して当社が必要と認めた場合は、お客様の立会いのもと預入品（中身を含みます）を確認させていただきます。また、当社の保管中に、預入品に「1. 預入できないもの」に規定する物品が入っている疑いがあると当社が判断した場合、その他当社が合理的と判断する理由がある場合は、当社はおお客様の立会いをなくして、預入品を開封・点検することがありますので、この点もご了承ください。

また、お客様が預入品の確認を拒否した場合には、手荷物預かりを拒否する場合があります。

3. 利用時間

- (ア) お客様は、当社との間で定めたスペースの利用期間を超えて利用することはできず、預入品は利用期間内にお引き取りをしなければなりません。お客様は、利用期間を超えた場合、超過料金等を支払うとともに、預入品のお引き取りがない場合の処理に基づいて移動等が行われることについて予め同意するものとします。利用時間外の預入およびお引き取りはできません。

4. 利用料金については、当社が別途定めるところによるものとし、時季及びスペースの保管状況によって変動することがあります。

5. 利用料金の表示については、ウェブサイト等に記載することとし、利用期間を超えた利用についての超過料金及びキャンセル料金についても同様とします。

6. 預入品のお引き取りがない場合の処理

預入日を含め 15 日経過後は、お客様が預入品の所有権を放棄したとみなし、当社にて処分し、その処分に要した費用は超過料金等とともにお支払いいただきます。ただし、預入品が変質または腐敗しやすいものである場合その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合には、当社は即時的に処分できるものとします。

7. キャンセルポリシー

手荷物預かりのご予約後、サービス利用日当日に自己都合により手荷物預かり契約を解約する場合、お客様は、当社に対して、キャンセル料として、利用料金全額に相当する額の支払義務が生じるものとします。

8. 譲渡禁止等

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本約款上の地位又は本約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。また、お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、スペースに置いた預入品の所有権を、当該荷物をスペースに置いている又は当社が保管している間は、第三者に移転することはできません。

9. 免責

次の各号の場合は、預入品の滅失、毀損または紛失等による損害が生じても、当社は責任を負いません。

- (ア) お客様が「1. 預入できないもの」に掲げるものを預入れた場合
- (イ) 預入品の欠陥、自然消耗による場合
- (ウ) 預入品の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由による場合
- (エ) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗による場合
- (オ) 天災事変等の不可抗力による場合

- (カ) 不可抗力による火災による場合
 - (キ) 司法権等の発動により、関係官公署から預入品を押収または証拠品として提出を求められた場合
 - (ク) 法令または公権力の発動による開封、没収、差押または第三者への引渡しによる場合
 - (ケ) 預かり証（これと同等の意味をもつメール等のデータを含みます。以下同じとします）の紛失、盗難、お客様による第三者への提供その他の事情に起因して当社が預かり証を提示する第三者に対し預入品を引き渡した場合
 - (コ) 第三者の行為による場合
 - (サ) その他、当社の責めに帰さない場合
10. 利用者の賠償責任
お客様の故意または過失により、もしくはお客様が本約款を遵守しないことにより、当社または第三者が損害を受けた場合はその損害を賠償していただきます。
11. 預入品の滅失、毀損または紛失
当社の過失による預入品の滅失、毀損または紛失については、1契約につき、5万円(税別)までを賠償いたします。当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。
12. 個人情報の取扱いについて
手荷物預かりに際してお客様から取得した個人情報は、手荷物預かり業務以外には使用いたしません。また、個人情報の保存期間は2か月とし、その後適切に処理いたします。
ただし、お客様が申込フォームにてメールアドレスをプロモーションに利用することに同意した場合は、その限りではありません。
13. 準拠法
本約款は、日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。
14. 合意管轄
手荷物預かり及び本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
15. 本約款の変更
本約款は、当社の判断でお客様への予告なく内容変更できるものとします。

2025年5月9日 施行